

下水道への下水の排除基準

下水道法		第11条の2	第12条	第12条の2	第12条の11
内容		使用開始等の届出を要する下水の水質	除害施設の設置等に関する基準	特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準	除害施設の設置等に係る下水の水質の基準
項目(単位)	下水道法施行令	第8条の2	—	第9条の4	第9条の10
カドミウム	(mg/L)	0.03以下	—	0.03以下	0.03以下
シアン	(mg/L)	1以下 ※	—	1以下 ※	1以下 ※
有機燐	(mg/L)	1以下 ※	—	1以下 ※	1以下 ※
鉛	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
六価クロム	(mg/L)	0.5以下 ※	—	0.5以下 ※	0.5以下 ※
砒素	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
総水銀	(mg/L)	0.005以下	—	0.005以下	0.005以下
アルキル水銀		検出されないこと。	—	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	(mg/L)	0.003以下	—	0.003以下	0.003以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.3以下	—	0.3以下	0.3以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2以下	—	0.2以下	0.2以下
四塩化炭素	(mg/L)	0.02以下	—	0.02以下	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04以下	—	0.04以下	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1以下	—	1以下	1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4以下	—	0.4以下	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3以下	—	3以下	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06以下	—	0.06以下	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02以下	—	0.02以下	0.02以下
チウラム	(mg/L)	0.06以下	—	0.06以下	0.06以下
シマジン	(mg/L)	0.03以下	—	0.03以下	0.03以下
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2以下	—	0.2以下	0.2以下
ベンゼン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
セレン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
ほう素	(mg/L)	陸水域 10以下 海域 230以下	—	陸水域 10以下 海域 230以下	陸水域 10以下 海域 230以下
ふっ素	(mg/L)	陸水域 8以下 海域 15以下	—	陸水域 8以下 海域 15以下	陸水域 8以下 海域 15以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.5以下	—	0.5以下	0.5以下
フェノール類	(mg/L)	5以下	—	5以下	5以下
銅	(mg/L)	3以下	—	3以下	3以下
亜鉛	(mg/L)	2以下	—	2以下	2以下
溶解性鉄	(mg/L)	10以下	—	10以下	10以下
溶解性マンガン	(mg/L)	10以下	—	10以下	10以下
クロム	(mg/L)	2以下	—	2以下	2以下
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10以下	—	10以下	10以下
			施行令第9条	施行令第9条の5	施行令第9条の11
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	(mg/L)	125未満		380未満(125未満)	380未満(125未満)
水素イオン濃度		5.7を超え8.7未満	5以下又は9以上	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	300未満	—	600未満(300未満)	600未満(300未満)
浮遊物質	(mg/L)	300未満	—	600未満(300未満)	600未満(300未満)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	5以下	5を超えるもの	5以下	5以下
	(動植物油脂類)	30以下 ※	30を超えるもの	30以下 ※	30以下 ※
全窒素	(mg/L)	150未満	—	240未満(150未満)	240未満(150未満)
全燐	(mg/L)	20未満	—	32未満(20未満)	32未満(20未満)
温度	(°C)	40未満	45以上	—	45未満(40未満)
沃素消費量	(mg/L)	220未満	220以上	—	—
その他横出し項目		—	—	—	★

備考

1 下水道法施行令第9条、第9条の5、第9条の11は、公共下水道管理者が定める条例の基準として示されたものであり、実際に適用される数値については、それぞれ該当する条例を参照のこと。

2 ()内の数値は製造業又はガス供給業の用に供する施設から排出される下水に対して公共下水道管理者が条例により施行令の基準より厳しいものとする場合の基準として示されたものであり、実際に適用される基準については、それぞれ該当する条例を参照のこと。

3 「※」は、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例による上乗せ基準があることを示す。上乗せ基準の数値は、前ページの表を参照のこと。

4 「★」は、水質汚濁防止法上は規制の対象となっていないが、BODに類似する項目及び大腸菌群数を除き、地方公共団体の横出し条例により下水道終末処理場からの放流水について基準が定められた場合、その項目と数値を条例で定めることができるもの